

入院時食事療養費 及び 標準負担額について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

なお、入院時の食事に係る患者さまの標準負担額（食事負担）は、令和7年4月1日より下記のとおり改定されますので、予めご了承願います。 ※令和7年3月24日 厚生労働省告示・第64号より

現 行		令和7年4月～	
区 分	食事負担 (1食につき)	区 分	食事負担 (1食につき)
一般所得	490円	一般所得	510円
小児慢性 特定疾病児童等	280円	小児慢性 特定疾病児童等	300円
指定難病患者	280円	指定難病患者	300円
低所得Ⅱ (非課税世帯)	230円 90日超 180円	低所得Ⅱ (非課税世帯)	240円 90日超 190円
低所得Ⅰ (非課税世帯)	110円	低所得Ⅰ (非課税世帯)	110円

※ご不明な点がございましたら、医療情報課（1階⑨番）までお問い合わせください。

2025年3月

函館五稜郭病院